

第62回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

平成28年11月18日(金) 午後3時30分から午後4時45分まで

○場所

愛知県議会議事堂4階 会議室4

○出席した委員(五十音順敬称略)

石川克則	伊藤万知子	内田智美	岡本大忍
加藤勇二	佐波和則	清水裕之	竹内啓二
竹中千里	中野正康	藤田素弘	増田理子
三浦孝司	武藤晴彦		

(14名)

○出席した幹事

振興部土地水資源課長(事務局兼務)	政策企画局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部住宅計画課長(代理)
建設部建築指導課長(代理)	企業庁工務調整課長(代理)
企業庁研究施設用地開発課長	

○出席した事務局職員

振興部長	植田昌也
振興部土地水資源課長	榎本憲樹
振興部土地水資源課主幹	伊神裕人

課長補佐	瀬尾哲
主任主査	鈴木系一
主事	田中見佳

1. 開会(事務局：榎本土地水資源課長)

2. あいさつ

植田振興部長

3. 議題

(1)愛知県土地利用基本計画の変更について

ア 説明

資料により、瀬尾土地水資源課課長補佐が変更案について説明した。

イ 質疑

○県土利用の推移に関する質疑応答

(岡本委員)

工業用地の件ですが、目標値が実績値をかなり上回っております。市も県もいろいろ作られているようですが、例えば地域の奥まったところで、造成して何十年も経つような土地というのは、売却地という形で進められたと思いますが、目標値が実績を上回っています。また、製造業では海外へも進出しています。工業用地を確保された場合は、審議会等の中で当初から活用方法について審議出来たら良いと思ひまして、要望方々お願いしたい。

(事務局)

やはりリーマンショック以降の状況が影響しているようですので、平成21年度以降、新設や工業用地の取得、製造品出荷額が多く減少しているとは思ひます。この工業用地ですが、愛知県では生産額の目標がありまして、それに見合う用地目標を設定しております。近年では、少ない面積でも付加価値の高い製品を生産することで、出荷額を確保できる状況になってきています。

(中野委員)

工業用地についてですが、農用地や森林、道路などといったグラフはなだらかな変化ですけれども、工業用地だけは結構でこぼこがあって、平成15年から平成16年にかけて、がくんと下がっていて、これはリーマンショックの数年前だと思いますが、こういった事情があったのでしょうか。

また、ここで工業用地というのは使われていなくても用地が造成されていれば工業用地という理解でいいのでしょうか。この用地の定義として、工場等が稼働していなくても工業用地としてカウントされているのかということをお教えいただければと思います。

(事務局)

今お答えできるのは、工業用地の定義でございます。これは国土交通省の要領に、事業所敷地面積を従業員10人以上の事業所の敷地面積に結びついて、いわゆる統計上稼働しているというものとしてご理解いただけたらと思います。

この工業統計では、工場跡地又は廃業地は統計上現に稼働していないということでは出てきません。

なお、詳細については後日連絡いたします。

○諮問案件に関する質疑応答

(竹中委員)

計画書の変更で太陽光発電施設の件がありましたけれども、何をもって大規模だとして、どういう時にどういった調査をして適正かどうかの判断をするのでしょうか。

(事務局)

愛知県では、個別法がかかる開発行為につきまして、事前協議というものをやっております。市街化調整区域や都市計画区域外のところで1haを超える開発の場合には、事前に事業者から知事に対して事前協議書というものを出示していただきます。まず、当該市町村に出ますので、市町村長の意見をつけて愛知県に協議申出をしていただきます。そこで、関係課と個別法の手続で問題が無いかどうか確認いたしまして、問題が無くなり

ますと、愛知県知事名でその開発については、開発の関係法令について、それぞれの手続を進めて差し支えないという通知を出すこととなっております。個別法は、地域によってかかる法令が違ってまいりますので、太陽光パネルだからといって、必ず森林法や砂防条例がかかるといったわけではありません。

(竹中委員)

太陽光パネルのエリアの問題というのはわりと最近の話で、環境にどういふ風に影響を与えるかというのはまだまだ知見が無いと思います。その中で、面積だけで個別法の中でやっていって問題無いと判断してよいのでしょうか。また、環境アセスメントで評価できるようなものは相当大きな面積だと思いますが、その辺りとの兼ね合いはいかがでしょうか。

(事務局)

環境アセスメントは、75ヘクタールという基準です。また、自然環境保全調査は、条例で20ヘクタールという基準でやっております。一般的にみるとかなり大きなものが対象になります。1ヘクタールでは環境アセスメントなどの対象にはなっておりません。

(竹中委員)

なので、小規模なものでも、いくつも点在していることによって、今いろいろな問題が起きているかと、住民の苦情など増えているのかと思うのですけれども、その辺りをうまく評価していくようなことは考えていないのでしょうか。

(事務局)

太陽光パネルにつきましては、まず再生エネルギーの普及という良い面はあります。ただ、太陽光発電施設設置事業などが投機的な事業になっているものもあるのではないかとということで、大規模なものは周囲に影響を及ぼす可能性が非常に大きいので、開発にあたっては慎重に目を光らせていくようにしております。そのための手法としては、周辺住民の方々との調整を図っていくということが一つあります。その他で言いますと、例えば森林では今まで自然が有していた機能を損なわない代替施設を求める

ことで、基準に合致したものとして認めていくということがあります。特に土地の私権というのは、基本的には所有者が自由に使用収益出来るという大前提が有り、その中で公共的な見地から適正な方向へ誘導をしていくようにしております。

(三浦委員)

今の都市計画法の中で市街化区域・市街化調整区域という区分けをすると、市街化区域の用途地域には、住居専用地域とか工業専用地域とかがあります。例えば豊田市では、工業地域が100%住居化してしまった事例があります。都市計画上、工場を予定していた地域に、なぜ工場以外の別の施設が建っているのでしょうか。要件を整えよということですが、そういう意味で、都市計画の再度見直しをして、工業専用地域あるいは住居専用地域を拡大しておかない限り、計画的な土地利用は出来ないという思いがしておりますので、意見だけ述べておきたいと思います。

(都市計画課)

今回の大府北山地区と知多信濃川東部地区につきましては、現状市街化調整区域ですが、土地区画整理事業を行うということで、市街化区域に編入した上で、計画的な住宅地を確保していくというものです。

(三浦委員)

それはそれとして、現実論として、市街化区域自体で充足率がある意味100%近く達してきてしまったのに、拡大しておかないから市街化調整区域を変更するような案件を出さざるを得なくなっていると思います。そういう意味で県土利用として、もっと計画的な街づくり地域づくりをするのであれば、都市計画の計画区域の見直しをきちんとすべきではないのかという意見を述べておきたいと思います。

(清水会長)

市街化調整区域から市街化区域に編入して農用地を都市的利用に変えるということですが、内容を見てみると、二つともかなり良い農用地で、住宅の中の谷地にあります。おそらく、今までは集中豪雨等によって、災害に対してかなり水を蓄えたり、いろいろな機能を持っていたりしたとこ

ろでしょう。また、最近では生物多様性のような意味で緑地の評価が高いところで、本来ならばあまり開発すべき場所ではないし、ある意味ではかなり危険な場所でもあったわけでしょう。そういったところを都市的な利用に転換するのは、ヨーロッパ・ランドスケープ・コンヴェンションという枠組みで議論されている流れで言うと、都市周辺部の環境劣化につながるような緑地の開発は、ほとんど許可されないような状況になってきていると思います。

国の第五次国土利用計画においては、グリーン・インフラストラクチャーの導入というのが明記されています。それは世界的な傾向を見て、今までのグレイ・インフラストラクチャーから水と緑と土壌と空気のネットワークを構築しながら、人と環境を保全するという新しい方向に変わりつつあります。それから少子高齢化が進行しますから、愛知県でも後10年経てば人口減少に変わりますので、その時を目指してどうするかというのを本当は考えないといけないと思います。次の愛知県第五次国土利用計画については、こういった大きな国際的な流れや環境の保全だとか、人の健康だとかに対して、ぜひ配慮いただくような計画にしていきたい。

(竹内委員)

町村では、どちらかといえば里山の奥の方に入ったところで、太陽光発電の小規模な開発が点々とされていくことが、非常にここ1、2年多い。景観の前に、まずは気づかれないような形で行われる開発に対して、私どもの町においては、個別法でクリアしていれば問題無いとして、なんら制御することも出来ないというのがここ近年の現状です。現場では困ってきていますので、個別法以外の規制が出来るようなものを考えて欲しい。今回、土地利用基本計画としては新しく改正されるということですが、この新しい文面があるから愛知県としてはこういった指導が出来るようになって、より環境にも良くなるだろうというところを教えていただきたい。また、今回の改正に伴って町の方でも、どのような指導が出来るのかということも教えていただきたい。

(事務局)

土地水資源課では直接法令に基づくものは持っておりませんが、事前協議の指導要綱があります。その下に、宅地造成とかゴルフ場造成とかの指

導基準がありますけれども、今回太陽光発電に限った指導基準を新たに設けて、それに基づいて事業者を指導していこうと考えております。ただ、これは1haを超える大規模なものになってしまうので、それ以外のものについては、市町村において、実情に応じたガイドラインを作成しているところがあります。地権者が自由に使用収益できる所有権に対して、どれだけの制約が出来るかとなると、公共の福祉の観点から適正な方向へ誘導していくしかないというのが現状の法体系ですから、その中で付近の住民との良好な関係づくりを求めるようなガイドラインの作成を誘導しているのが現状です。

(竹内委員)

おっしゃることはよくわかりますが、ガイドラインで行政が指導しているにもかかわらず、一番困るのはそういったところで転売が繰り返されていく時のことです。個別法が引かかるかどうかぎりぎりのところで開発をやっちゃって、そこに対して行政が指導しようとしている間にどんどんと地権者が変わって、最終的にその土地へ行って現地権者の方へ「過去にこういう経緯があったから。」と言ったところで、「基準をクリアできているのだからそこへ作ることは何ら問題無いだろう。」と言われることが、現実問題として起きてきています。今回こうして明文化されたことによって、1haに限らずもう少し指導内容を県の方がしっかりと持っていただいで、私どもへの御指導もよろしくお願ひしたい。

(清水会長)

今ここで何か新しい法令を作るというわけにはいかないですけれども、凄く大事な話なので、土地水資源課がリードしていただいで、いろんな知恵を絞って考えていただくようお願いいたします。

○報告案件に関する質疑応答

(藤田委員)

報告案件で出ている太陽光パネルの件で、これについては最初に発言された手続を取って、住民の方々の了解の元で進められていたものだと考えていてよろしいですか。

(事務局)

これは1ha未満ということで別々の届出が出ておりましたので、事前協議の手続を経ておりません。途中で、全体において一つの開発ということが分かりましたので、県から事業者に対して、調整池を設置するなどの法令の基準を満たすような形になるよう指導しております。

(清水会長)

県が指導して是正させたということによろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(藤田委員)

別々に出てきて結局同じ案件といったものには気をつけて対応すべきであると思います。

(事務局)

一体であるということは途中で分かりましたので、指導しました。このような案件には、十分配慮して対応していきたいと思います。

(清水会長)

今ここでやっている五地域の規制の中では、区分のコントロールが出来ないというのが実情です。ただ、例えば、ヨーロッパの景観政策では、様々な条例や規則が展開されていて、太陽光や風車の設置に関してはかなり厳しい条件がつけられています。日本の場合、そういうものはありません。日本でやれるとすると、景観法を使うことになるのではないかと思います。ただ、景観計画の策定自体は任意のもので、行政によってその立ち位置が違うということになります。非常に大事な話だと思いますけれども、その辺りの話は、次の愛知県第五次国土利用計画のところでまた対応が出てくると思いますので、ぜひ将来に向けて考えていただきたい。

(2)その他

○豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の工事進捗状況について

ア 説明

資料により、川上研究施設用地開発課長が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

この工事によって周辺地域では車の渋滞等も起きておりますし、先日川で魚が大量に死んだというような事故も起きてきているようです。そういう意味で、今後西工区をやっていくということですが、ここはまた森林を開発していくという中で、いろいろ反対をしている方たちもいらっしゃるわけですので、地域に迷惑をかけない慎重な工事を進めていただきたい。また、保安林の解除等も、きちんと具体的に法律に準拠したものでやっていただく方法を取っていただきたいという、本当に地域に迷惑をかけない慎重な工事をお願いしたいという意見だけ述べさせていただきます。

(研究施設用地開発課)

慎重な工事を心がけていきたいと思っております。これからもよろしくお願いたします。

(清水会長)

今いただきました意見のように、工事にあたっては十分な配慮を心がけて、地域の住民の方々に迷惑がかからないようにお願いしたい。

4. 閉会(榎本土地水資源課長)